



# 自由提案型優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

## 衝撃緩和型畳

Shock absorbing Tatami mats

(B L-bs)

BLFS ST:2018

2019年2月28日公表・施行

一般財団法人 **ニセーラビニガ**



# 目 次

## 自由提案型優良住宅部品認定基準 衝撃緩和型畳（B L-bs）

### I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 構造
6. 施工の範囲
7. 寸法
8. 重さ

### II. 要求性能

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
  - 1.1 機能の確保
    - 1.1.1 外観
  - 1.2 安全性の確保
    - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
    - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
    - 1.2.3 健康上の安全性の確保
    - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
  - (1.3 耐久性の確保)
  - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
    - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
    - 1.4.2 衝撃緩和型畳のライフサイクルの各段階における環境配慮
      - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
      - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
      - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
      - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
      - (1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮)
      - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
  - 2.1 適切な品質管理の実施
  - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
    - 2.2.1 適切な品質保証の実施
    - 2.2.2 確実な供給体制の確保
    - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
      - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
      - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
    - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
      - 2.2.4.1 相談窓口の整備
      - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
      - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
  - 2.3 適切な施工の担保
    - 2.3.1 有資格者による施工

2.3.2 適切なインターフェイスの設定

2.3.3 施工方法・納まり等の確保

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

3.2 使用に関する情報提供

3.3 維持管理に関する情報提供

3.4 施工に関する情報提供

Ⅲ. 附則

# 自由提案型優良住宅部品認定基準

## 衝撃緩和型畳（B L-bs）

### I. 総則

#### 1 適用範囲

衝撃緩和型畳は、主に高齢者等の使用性を向上する目的で設置する製品であり、転倒などによって生じる衝撃を緩和しやすい構造で製造した畳である。

本基準は、平滑かつ強固な床の上に設置して用いるものとして、住宅、集会場、病院、福祉・介護施設などに設置するものを対象とし、より良い社会の実現を先導する特長（高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活を送ることができる社会の実現に寄与する特長）を有するものに適用する。

#### 2 用語の定義

- a) 衝撃緩和型畳床の原板：転倒などによって生じる衝撃を緩和しやすい構造などで製造された畳床で、畳床製造工場から出荷された状態のもの。
- b) 衝撃緩和型畳床：部屋等を採寸し、衝撃緩和型畳床の原板を切断加工した状態のもの。
- c) 衝撃緩和型畳：衝撃緩和型畳床に畳表及び畳へり（縁）などを縫い付けた畳製品。
- d) 衝撃緩和型畳フロアシステム：衝撃緩和型畳のみで構成された部屋またはひと纏まりの領域からなるフロアシステム。
- e) 日常的な動作時の硬さ：歩行、立位保持または腰を下ろすときなど日常的な動作時に感じる床の硬さ。
- f) 転倒衝突時の硬さ：転倒衝突時に人体が受ける衝撃に影響する床の硬さ。
- g) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- h) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- i) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- j) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

### 3 部品の構成

衝撃緩和型畳の構成部品は表－1による。

表－1 構成部品

構成部品名	構成の別(注)	備考
畳床表面材	●	
畳床※1	●	※1 緩衝材を含むもので、押出法ポリスチレンフォーム断熱材またはタタミボードなどで構成されるもの
畳床裏面材	●	
畳表	○	
縫糸	○	
畳へり	△	

注) ●：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：(セットフリー部品) 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

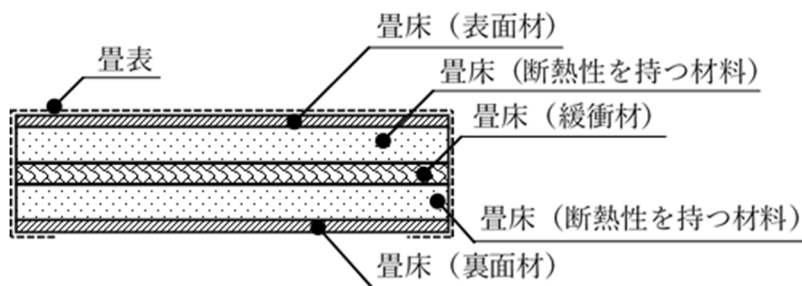
### 4 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化していること。又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明すること。

### 5 構造

衝撃緩和型畳は適切な緩衝材を含む構造とする。

構造の例を図－1に示す。



図－1 衝撃緩和型畳の構造の例

### 6 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として以下とする。

- a) 畳店での組み立て等
- b) 現場での設置等

## 7 寸法

衝撃緩和型畳床の原板の寸法は以下とする。

a) 衝撃緩和型畳床の原板の標準寸法は表-2による。

表-2 衝撃緩和型畳床の原板の標準寸法 単位mm

種類の区分	寸法(長さ×幅×厚さ)	備考
100W	2,000×1,000×40 2,000×1,000×50	100W は本間（京間）に適用する
91W	1,820×910×40 1,820×910×50 1,820×910×55	91W は五八間（江戸間、関東間）に適用する

b) 衝撃緩和型畳床の原板の寸法の許容差は表-3による。

表-3 衝撃緩和型畳床の原板の寸法の許容差 単位mm

種類の区分	長さ		幅		厚さ		備考
	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	
100W	2,000	+30	1,000	+15	40	+2	
91W	1,820		910		40		
		50	55				

## 8 重さ

衝撃緩和型畳床の原板の重さは8kg以下とする。

## II. 要求事項

### 1 住宅部品の性能等に係る要求事項

#### 1.1 機能の確保

##### 1.1.1 外観

衝撃緩和型畳は、使用上支障となる反り、ねじれ、欠け、糸切れ、裏面にしわなどがあってはならない。

#### 1.2 安全性の確保

##### 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

###### a) 日常的な動作時の硬さ性能

衝撃緩和型畳の日常的な動作時の硬さは、足腰の負担又は障害が起こりにくい硬さとすること。

###### b) 転倒時の衝撃緩和性能

衝撃緩和型畳は、転倒時に衝撃が緩和できる性能を有すること。

###### c) 局部圧縮性能

衝撃緩和型畳は、十分な局部圧縮性能を有すること。

###### d) 断熱性能

衝撃緩和型畳の断熱性能について、熱抵抗値を明らかにすること。

##### 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

###### a) 人体の触れやすい箇所にメクレなどが無いこと。

###### b) 歩行時の躓きの原因となるような不陸や段差が無いこと。

##### 1.2.3 健康上の安全性の確保

###### a) 構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策

構成部品に使用する材料は、次のいずれかであること。

- 1) 建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第2号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。
- 2) 同条第4項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。

##### 1.2.4 火災に対する安全性の確保

燃焼した際に有毒なガス、煙等を多量に発生するような材料を使用しないこと。

#### (1.3 耐久性の確保)

### 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

#### 1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

#### 1.4.2 衝撃緩和型畳のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

##### 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取り組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。



#### 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取り組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取り組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取り組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### (1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮)

#### 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取り組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

## 2 供給者の供給体制等に係る要求事項

### 2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

### 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

#### 2.2.1 適切な品質保証の実施

##### a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

##### b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とする。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

- 1) 部品を構成する部分又は機能(畳床) 8年
- 2) 1)以外の部分または機能 2年

#### <免責事項>

- 1 本基準の適用範囲外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合
- 9 漏水、結露等により長時間高湿度状態で放置されたことに起因する不具合

## 2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給体制のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

## 2.2.3 適切な維持管理への配慮

### 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

### 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)を明記した図書が整備されていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及び使用等に係わる前提条件を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

## 2.2.4 確実な維持管理体制の整備

### 2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

### 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

### 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況について、適切に情報を管理できるようになっていること。

## 2.3 適切な施工の担保

### 2.3.1 有資格者による施工

有資格者が所属する豊店により施工が行われること。

### 2.3.2 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体とのインターフェイスが適切であること。

### 2.3.3 施工方法・納まり等の確保

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の留意点、禁止事項が明らかとなっていること。

### 3 情報の提供に係る要求事項

#### 3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

#### 3.2 使用に関する情報提供

使用に関する情報をわかりやすく記載した取扱説明書及び保証書が所有者に提供されること。

#### 3.3 維持管理に関する情報提供

維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

#### 3.4 施工に関する情報提供

衝撃緩和型畳フロアシステムの施工について、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。

### Ⅲ. 附則

- 1 この認定基準（衝撃緩和型畳 BLFS ST:2018）は、2019年2月28日から施行する。

# 自由提案型優良住宅部品認定基準 衝撃緩和型畳（BL-bs）

## 解 説

この解説は、「自由提案型優良住宅部品認定基準（衝撃緩和型畳）」の制定内容等を補足的に説明するものである。

### I. 基準の制定内容

高齢化社会が進み、高齢者等の暮らしをケアした住宅部品が求められる背景のもと、転倒時の衝撃を低減し、身体的負担を軽減することができる「衝撃緩和型畳」を優良住宅部品とすることで、子供からお年寄りまで安全・安心な暮らしの実現が期待されている。

本基準は、高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活を送ることができる特徴を有する部品（BL-bs 部品）<sup>※1</sup>として基準を制定した。

※1 参考：付加認定基準（BL-bs）について

BL 部品のうち、社会的要請への対応を先導するような特長を有する住宅部品を「BL-bs 部品」として認定している。  
(BL-bs : Better Living for better society)

**【2019年2月28日公表・施行】**

新規制定